

ホールにおける禁止行為解除承認申請の手順

シビックセンターホール内において、舞台演出上消防法で禁止されている行為（火気、油性スモークマシン、電熱器等の使用）を行う場合、豊洲文化センター防火管理者名で禁止行為の解除承認申請書を消防署に提出し、承認を得る必要があります。

①「禁止行為解除承認申請」に必要な書類の準備

- 1.禁止行為の解除承認申請書・申請内容明細書・会場管理計画書★
- 2.避難経路・消火器位置図面★
- 3.舞台図面（機器、裸火及び喫煙の行為場所及び監視要員、消火器・防火バケツなどを記入）
- 4.タイムスケジュール（危険物を使用する時間帯を明記）
- 5.使用危険物の仕様内訳（喫煙・裸火の場合は写真など、実際の使用物が確認出来るもの）
- 6.承認申請を行う祭事のチラシ、パンフレット等
- 7.その他（実態により必要となるもの）

★印：ひな形書式は豊洲文化センターにてご用意しています。

②豊洲文化センター防火管理者の申請内容確認

- ・ホール利用日の3週間前までにご来館ください（事前に来館日をご予約ください）。
- ・①記載の必要書類を1部ご持参ください。
- ・申請行為の内容・および書類を豊洲文化センター防火管理者が確認をさせていただきます。

③「禁止行為解除承認申請」書類の消防署承認

- ・②の防火管理者の承認を受けた書類を深川消防署豊洲出張所へ提出してください。

深川消防署豊洲出張所 〒135-0061 東京都江東区豊洲 2-2-23

電話 03-3531-0119 FAX 03-3641-4422

※東京メトロ有楽町線 豊洲駅・7番出口から徒歩2分 豊洲シビックセンターとなり

- ・承認が下りたら承認書が交付されますので、その日のうちに文化センター事務室へご提出ください。
- なお、当日消防署員による査察が入ることになった場合は、査察の時間を文化センターにご連絡ください。承認証は査察後に交付されます。
- ・承認申請の提出期限等、ご不明な点は上記消防署へ直接ご相談ください。

江東区豊洲文化センター 電話 03-3536-5061